

# イギリスにおけるプライバシー保護法論

飯塚和之

## はじめに

イギリスには、「イギリス人の家は彼の城である」(An Englishman's house is his castle) という有名な諺が存在する。これは個人のプライバシーに対する尊重の習慣が、イギリスの伝統であることを示す言葉と理解することができる。それゆえ、イギリスの裁判所がプライバシーをそれ自体法的保護に値する権利として承認していないことは理解し難いところである。その最も一般的な意味において、プライバシーは個人主義の重要な要素の一つであり、それゆえに近代市民社会の中心的かつ不可欠の観念と考えられている。アメリカの哲学者コンヴィッツ (M. R. Konvitz) は、それを次のように言う。「いったん、文明が『外なる人』と『内なる人』、魂の生命と肉体の生命、精神と物質、神聖と世俗、神の世界と君主の世界、教会と国家、固有・不可譲の権利と授与・剝奪権限政府保有の権利、公と私、社会と独居のそれぞれの区別をした以上、どのような名称でそれを呼ぼうともプライバシーの観念を回避することは不可能となる。」<sup>(1)</sup>そして、プライバシーの観念は、現代社会においてはプライバシーの権利として法的権利に結晶化され、世界的承認を獲得している。<sup>(2)</sup>

ところが、イギリスにおいては、コモン・ロー上の権利としても、憲法上の権利としてもプライバシーの権利は承認を受けていない。法的な保護を必要としないほどイギリス国民はプライバシーを尊重されているのであろうか。その

---

(1) Konvitz, *Privacy and the Law: A Philosophical Prelude*, 31 LAW & CONTEMP. PROBS. 272, 273 (1966)

答は否である。種々の調査からも、<sup>(3)</sup>また提起される裁判からも、プライバシーの侵害が存在すること、そしてその保護の必要なことを知ることができる。そして、その保護の努力は、部分的には判例法および制定法によってなされてきている。しかし、その保護は全面的ではない。様々なプライバシー保護論が展開される現実的基礎がここにある。本稿は、イギリス・プライバシー法研究の一環として、プライバシーの保護を求めて展開されている現代イギリスにおけるプライバシー保護法論の紹介・検討を目的とする。

## I プライバシー保護の問題状況

### 1 プライバシーの概念

プライバシーの保護を考える場合には、その保護の対象とされるプライバシーの概念が明らかにされなければならない。ここでは、プライバシー権論をみる前提として、イギリスにおいて、プライバシーという言葉にどのような意味内容が付与されている、と理解されているのかをポール・シーグハート（Paul Sieghart）の分析に依拠して明らかにしておこう。<sup>(4)</sup>シーグハートによれば従来のプライバシーに関する論議の不透明さの原因は、プライバシーに

(2) 世界人権宣言（1948年）：「第12条（私生活、名誉、信用の保護）何人も、そのプライバシー、家庭、住居若しくは通信に対する専断的な干渉又はその名誉及び信用に対する攻撃を受けることはない。何人も、この干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。」

国際人権規約〔市民的及び政治的権利に関する国際規約〕（1966年）：「第17条（プライバシー、家庭、住居、通信、名誉及び信用の尊重）(1)何人も、その私生活、家族、住居、若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。(2)すべての者は、(1)の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」など。（訳は芹田健太郎編『国際人権条約資料集』（有信堂、1979年）による。）

(3) 最近の興味ある事例として、事務弁護士を対象にプライバシー問題でどのような相談を市民から受けているかを調査したワックス（Wacks）教授の報告がある。相談の絶対数は少ないが、プライバシー侵害の項目数では、(i)個人データの乱用、(ii)無権限の公表、(iii)スパイ、(iv)電話盗聴、(v)盗聴、(vi)氏名の盗用の順で申立てがなされている。Wacks, *Privacy and the Practitioner*, [1983] PUB. L. 260.

(4) PAUL SIEGHART, *PRIVACY AND COMPUTERS* (1976).

関する三つのまったく異なった概念についての混同にあった。<sup>(5)</sup>三つの概念とは、(i)プライバシーの状態 (state or condition of privacy), (ii)プライバシーに対する要求 (need or desire for privacy), (iii)プライバシーの権利 (right of (or to) privacy) であり、これらの違いが明らかにされなければならない、とする。まず、第一の「プライバシーの状態」概念は、いわば通常、人々が理解している辞書的な意味でのそれである。シーグハートは、オックスフォード英語辞典の「プライバシー」の項目の第一番目の意味を引用する。そこには「他の社会または公衆の関心から引き下がっている状態：隠遁」<sup>(6)</sup>と書かれている。この意味でのプライバシーは相当古くから用いられ、人々にとって親しみやすい概念となっている。

第二の「プライバシーに対する要求」概念の意味するところは、人間は社会的動物であり他人からまったく離れて生活できない、と同時に他人から離れていたいという要求をもっている、というものである。ここでは、状態が語られているのではなく、その状態を達成しようとする人々の要求・欲求が語られていることになる。客観的事実の記述から主観的感情の検討に重点が移っているわけである。そして、社会学、人類学等のこれまでの研究が明らかにしているところに従えば、プライバシーへの要求に関しては、その要求が個人個人で大いに異なること、同一人物でも異なった時期や異なった状況では異なること、一つの文化と他の文化でも異なること、そして同一の文化内でも異なった時期と異なった状況では異なることである。そして、このような要求の可変可能性が重要な意義を有することになる。

第三の「プライバシーの権利」概念は、ある人のプライバシーに対する要求と他の人々のそれと反対の要求との利益の対立が存在する場合に問題となる。法律家は、相対立する要求という言葉でよりは権利・義務という言葉で考えたり、語ったりすることを便宜的であり有用であるとみている。ここで、プライバシーに対する要求からプライバシーの権利へと論議をすすめることができ

(5) *Id.* at 7-11.

(6) OXFORD ENGLISH DICTIONARY 1388 (1933)

る。そしてそのプライバシー権の内容は、言語学や心理学あるいは人類学や社会学の理論によって決めることはできず、法律学、法理学、哲学そして究極的に政治学の主題である価値判断によって解決されることになる。

以上が、三つのプライバシーの概念に関するシーグハートの見解である。プライバシーの状態・要求・権利という三つの段階を明らかにすることによって、法律上の議論は最後の「権利」段階に集中すべきことを指摘したものである。プライバシーに三つの段階のあること、およびその相互の関係を示し得たという点で意義のある分析と言えよう。

## 2 プライバシー保護の問題状況

イギリスにおいて、プライバシー保護の法的対応が遅れていることについては、すでに触れたところであるが、それはどうしてであろうか。現代におけるプライバシーの問題状況という視点から、イギリスのある論者の見解<sup>(7)</sup>を借用することが許されるならば、それは次のように整理することができよう。

(i) この問題は法律上も行政上も本質的に複雑であり、どのような立法も政府が提出することを求めている。プライバシーは議員提出法案で扱われるにはふさわしくない。

(ii) プライバシーは営業上および政治上の重大な利害の衝突を伴う。どのような立法も営業上の秘密および個人の情報の営業上の利用の問題に触れざるを得ないであろう。同じく、行政の行動に対する絶大な影響を有するであろう。

(iii) プライバシーについての人々の関心は変革のための政治的勢いを生みだすほど十分ではない。スキャンダルが繰り返し発生し、めんどろな事件がかなり公表されている。しかし、それらのどれも行政の怠惰を克服するほどには大きくもまた継続的でもない。

(iv) プライバシーについての関心の焦点がそれ自体移ってきた。つまり、プレスの活動から私立探偵や信用情報機関の活動、公的機関による個人情報収集や利用、そして警察による監視へと移ってきた。これらはすべて監視の技術や自動データ処理の技術が急速に発展しているという認識の深まりによって倍

(7) Conford, *The Prospects for Privacy*, 52 POL. Q. 295, 296-297(1981)

化されている。

(v) そして、その焦点が移るにつれて、次のような矛盾が生じてきた。(a)情報へのアクセスの権利と秘密保護の権利に対する同時的要求(の矛盾)、(b)社会的・財政的正義の促進の支持と不正防止の監視システムに従うことの拒否(の矛盾)、(c)個人として認められかつ扱われたいとの欲求を持ちながら、同時に匿名を維持したいという欲求を持つ(矛盾)、そして、(d)自己についての記録に含まれているすべてのものに即座にアクセスしたいという望みと統一個人識別制(総背番号制)を拒否すること(の矛盾)。以上の五つである。ここには、現在のプライバシー問題の状況が的確に要約されているといえよう。問題の複雑性、利害の衝突、政治的アピールの欠除、関心の焦点の移動、そして様々な要求間の矛盾がプライバシーの法的保護の実現を妨げてきたのである。

しかし、今日その状況は変化しつつある。その変化をもたらしたものは、現代イギリスの他の法分野においても多かれ少なかれ見られるところであるが、イギリス国外からの挑戦である。<sup>(8)</sup> 一般的プライバシー権については、ヨーロッパ人権条約の影響<sup>(9)</sup>、また個人情報の保護に関してはヨーロッパ評議会の「個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約」<sup>(10)</sup>やOECDの「プライバシー保護および個人データの国際流通を規律するガイドライン」<sup>(11)</sup>

(8) 現代イギリス法にたいする国外からの挑戦については、スカーマン卿がその問題性を的確に指摘している。LESLIE SCARMAN, *ENGLISH LAW—THE NEW DIMENSION*, (1974), 邦訳: 田島裕訳『イギリス法——その新局面』10頁以下(東京大学出版会, 1981年)を参照のこと。

(9) *European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms*, (1950). 同条約第8条は、プライバシーについて規定を置いている。「(1)何人も、その私的な家庭の生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。(2)法律に合致し、かつ、国の安全、公けの安全又は国の経済的福利のため、無秩序又は犯罪の防止のため、衛生又は道徳の保護のため、又は他人の権利及び自由の保護のために民主的社会において必要であるものの外は、この権利の行使に対していかなる公権による介入もあってはならない。」(芹田編・前注(2)による。)

(10) COUNCIL OF EUROPE, *Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data*, (1980).

(11) OECD, *Recommendation of the Council of the OECD concerning Guidelines governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*, (1980).

の影響を指摘することができる。もとより国外からの影響を受け入れる素地が国内に存在しなければ、その影響について語ることはできない。現代的プライバシー権といえるデータ・プライバシー権については、長年の論議の末1984年に「データ保護法」(Data Protection Act 1984)の成立をはかっている。<sup>(12)</sup>また、伝統的プライバシー権の領域においても、通信の傍受に関するマローン事件を契機にイギリス政府は立法的対応を余儀なくされた。<sup>(13)</sup>これらは、しかしながらあくまでも部分的措置でしかない。

## Ⅱ プライバシー保護におけるイギリスの特殊性と普遍性

イギリスでは、コモン・ロー上もまた制定法上も一般的にプライバシー権が認められていない結果、実定法上のプライバシー権の定義や制定法上の分類は存在しない。その定義をする必要がある時は、大西洋の向こう側(すなわちアメリカ合衆国)の用法を借用するのが常である。<sup>(14)</sup>プライバシー保護におけるイギリス法の特徴を象徴する一事例と言えよう。ここでは、プライバシー権論の展開を規定しているプライバシー保護におけるイギリス的特徴について、そ

(12) この立法については、さしあたり拙稿「イギリスにおける1984年データ保護法の成立」法律時報57巻11号108頁以下(1985年)、および同「情報公開と個人情報保護(イギリス)」比較法研究48号63頁(1986年)を参照のこと。

(13) マローン事件とは、犯罪捜査のためになされた電話の盗聴に関して、被疑者として訴追された者から、その盗聴の違法性が主張された事件である。イギリスの裁判所は原告の主張を否定した(*Malone v. Metropolitan Police Commissioner*, [1979] Ch. 344)。原告はヨーロッパ人権条約の手続に従って人権委員会への申立を行ない、同委員会の認容決定を得た。事件はヨーロッパ人権裁判所に係属し、同裁判所は、1984年8月、傍受を正当化する制定法の規定を欠いているので、マローンの電話の盗聴は国内法の規定に従って遂行されたとは言えない、との理由でイギリス敗訴の判決を下した(*Malone v. United Kingdom* (1985) 7 E.H.R.R. 14.)その後、この判決の指摘を履行するためにイギリスは、1985年7月、通信の傍受法(*Interception of Communication Act 1985*)を成立させるに至った。この主題に関しては、倉持孝司「イギリスにおける通信の傍受と市民的自由に対する法的アプローチ(1), (2)」法政論集(名古屋大学)102号1頁以下(1984年)、112号187頁以下(1986年)、同「イギリスにおける通信の傍受と市民的自由」比較法研究47号151頁以下(1985年)が参照されるべき貴重な研究である。

(14) *The Legal Protection of Privacy: A Comparative Survey of Ten Countries by the International Commission of Jurists*, 14 INT'L SOC. SCI. J. 417, 458 (1972).

の特殊性と普遍性の両側面から、検討することにする。

## 1 特殊性

(1) **プライバシー権の未承認** 特殊性の第一は、すでに述べたようにイギリスではコモン・ロー上プライバシー権が承認されていないことである。言うまでもなく、イギリス法に起源を有するアメリカ法においては、ウォーレン＝ブランドイス論文<sup>(15)</sup>の強大な影響も預って不法行為法上のプライバシー権が判例法または制定法によって承認されている。西ドイツでも、学説・判例により一般的人格権の名称の下でプライバシー権が認められており<sup>(16)</sup>また、フランスでも判例法の発展の後に、1970年に民法典第9条を新設し、私生活の保護を認めている。<sup>(17)</sup>

これに対して、イギリスの判例法はプライバシー権を承認していない。近時の不法行為法の代表的テキスト・ブックと目されている著作において、ダイアス＝マーケシニスは、第七章を「名誉およびプライバシーの保護」にあてているが、プライバシーに関する本文の記述では名誉毀損、トレスパス、ニューサンス、著作権侵害などの不法行為類型により、プライバシーの保護が部分的には、はかられていることを認めた後で次のように言う。「これにもかかわらず、これらをより広範な個人的人格権の諸例として扱う試みはすべて拒否された。その理由は、一つにはイギリス法に深く根差した一般的な権利の宣言をすることに対する不信であり、また一つにはそのような新しい権利は立法府の創造物であり、裁判所のそれではない、との信念である。」<sup>(18)</sup>先きに言及したマローン事件においても、盗聴の違法性の根拠の一つとしてプライバシーの侵害が主張されたが、裁判所は、一般的プライバシー権はもちろんのこと、原告側の主張した「特定のプライバシーの権利、すなわち妨害なしに自分の家で内密に電話で会話をする権利」<sup>(19)</sup>の存在も否定している。

(15) Warren and Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890).

(16) 齊藤博『人格権法の研究』(一粒社, 1979年)に詳しい。

(17) この法律を検討している最近の研究として, Remond-Cooper, *The Press and the Law of Privacy*, 34 INT'L & COMP. L. Q. (1985)がある。

(18) R. W. M. DIAS & B. S. MARKESINIS, TORT LAW, 359 (1984).

(19) *Malone v. Metropolitan Police Commissioner*, [1979] Ch. 344, 357, 372.

結局、約半世紀前に公表されたプライバシーに関するわが国での最初の本格的な研究である末延博士の論文「英米法に於ける秘密の保護——いはゆる Right to Privacy について——」（1935年発表）の次の結論はいまなお有効性を失ってはいない。すなわち、「英国の裁判所は未だ所謂プライバシーの問題と正面衝突をしない。従ってその態度は明瞭でない。併し乍ら種々の傍論を総合すると、未だ秘密其自体についての権利を認めんとする傾向にありとは言ひ難い。財産権の保護の名で私信の発表が禁じられた。講義の出版が差止められた。絵画の目録の頒布が不法とされた。契約違反を理由として写真の販売が禁ぜられた。併しプライバシー其物については判決として何等の回答を与えてゐない。」<sup>(20), (21)</sup>

(2) **憲法典の不存在** 特殊性の第二は、イギリスが成文の憲法典を持たず、そのためにプライバシー権が基本的人権の一つとして宣言されていないことである。イギリスにおける「法のあらゆる分野について詳しく説明をした大項目主義のエンサイクペディア」<sup>(22)</sup>である Halsbury's Laws of England は「憲法」の項目において憲法上の諸権利のカタログの一つとして「プライバシーの権利」(The right to privacy) を掲げてはいるが、本文では一般的プライバシー権

(20) 末延三次「英米法に於ける秘密の保護——いはゆる Right to Privacy について——(1), (2)」法学協会雑誌53巻11号1頁以下, 12号60頁以下, 引用は53巻11号16~17頁(1935年), 同論文は, 戒能通孝=伊藤正己編『プライバシー研究』(日本評論新社, 1962年)に収録されている。

(21) プライバシー権を承認しない理由はなにか。伊藤教授は, 第一に, イギリスの法律家に根づよく残っている伝統的な考え方, 第二に, イギリスの不法行為には, なお訴訟方式にもとづく類型化の考え方が反映しており, この類型に属しない新しい救済手段には消極的にならざるをえないこと, 第三に, プライバシーの権利が言論や出版の自由と対立し, それを制限する役割を演ずることになるが, イギリスではこのような制限は法的手段によらず, 自由を行使する者の自主的な抑制にまつべきであるという態度が反映していることをあげている。(伊藤正己『プライバシーの権利』16~17頁, 岩波書店, 1963年)。このほかに, アメリカ法と比較して, 第一に, 厳格な先例拘束制の原則が存在すること, 第二に, 基本的人権を宣明する成文憲法が存在しないこと, 第三に, 学説の裁判所への影響が相対的に弱いことなどが指摘されている。(Brittan, *The Right of Privacy in England and the United States*, 37 TUL. L. REV. 235 (1963); Yang, *Privacy: A Comparative Study of English and American Law*, 15 INT'L & COMP. L. Q. 175 (1966))。

(22) 田中英夫ほか編『外国法の調べ方』44頁(東京大学出版会, 1974年)



はイギリス法では存在しない、としている。<sup>(23)</sup>憲法上のプライバシー権という主題に即して言えば、イギリスでは憲法上二重の意味でプライバシー権は承認されていないことになる。一つには成文憲法が存在しなくとも承認されている種々の「市民的自由」または「基本的権利」のカタログにプライバシーの権利はそれ自体の名称において実効性を有する権利として含まれていない、という意味であり、二つには、通常認められている「憲法上の諸権利」も議会主権の下で議会による制約を受け議会自身も侵すことのできない権利として承認されているわけではなく、そのような意味でもプライバシー権は承認されていないのである。この二重の意味での未承認を解決する方法は、現代イギリス憲法学の論議の中心主題の一つとなっている人権宣言規定の成文化すなわち権利章典（Bill of Rights）の立法化のなかでの、プライバシー権の宣言である。

## 2 普遍性

(1) **プライバシー保護の必要性** プライバシー保護の必要性はイギリスにおいても存在する。不法行為法の領域では、名誉毀損その他の不法行為類型による保護が部分的にはかられていることは、すでに述べたところである。このほかに制定法による保護がなされている。一定の行為に刑罰その他のサンクションを加える方法により、間接的にプライバシーを保護しようとするものである。この点は各国と同じである。代表的立法例をみておこう。

① 1949年無線電信法（Wireless Telegraphy Act 1949）1条1項は、郵便・通信大臣の許可を得ずに無線電信装置を設置または使用することを犯罪としている。同法5条(b)(i)は、なんらかの通信の内容、発信人、受信人に関する情報を取得する目的で無線電信装置を権限なしに使用することを禁止している。同法5条(b)(ii)は、そのようにして取得した情報の開示を犯罪としている。これらは通信のプライバシーを保護しようとしているといえることができる。

② 1953年郵便局法（Post Office Act 1953）は、郵便の妨害を禁止するためにいくつかの犯罪を規定している。まず、同法55条は、郵便物の不正保持、

(23) 8 Halsbury's Laws of England (4th ed.) para. 843.

悪意保管または留置を禁止している。また同56条は、他人を害する意図をもってその者に引き渡されることになっている郵便物を開封することを犯罪としている。これらの規定は郵便局の外部の者に適用され、内部の被用者については同57条、58条により同様の規制がある。これらは郵便物に関してのプライバシーを保護しているが、大臣の明示の令状による郵便局員の開封を例外としている点は問題とされている。

③ 1967年郵便局（データ処理事業）法（Post Office (Data Processing Service) Act 1967）2条は、現代的プライバシーに特別の保護を与えた数少ない規定の一つである。同条は、データ処理事業を郵便局が行なう場合、その事業から郵便局員が取得した情報を依頼者の同意なしに開示することを禁止している。郵便局の外部に対するデータ処理事業の普及に伴う立法化であり、データ保護法の初期形態とみることができる。

④ 1969年郵便局法（Post Office Act 1969）75条は、他人に対する電話の内容が極めて不快なもの、わいせつもしくは脅迫的な性格のもの、または迷惑、不都合もしくは不必要な不安をもたらすものである場合には、そのことを犯罪としている。いわゆる迷惑電話の問題であるが、ここでは私生活への不当な侵入という側面でのプライバシーの保護が間接的にはかれている。

⑤ 1971年非注文品・サービス法（Unsolicited Goods and Services Act 1971）4条は、注文を受けないで、かつその内容が人の性技を表現している書籍等を他人に送付することを犯罪としている。郵便によるわいせつ物の送付がプライバシーへの侵入になるとすれば、この規定はその一部を規制したものと見えよう。

⑥ 1974年消費者信用法（Consumer Credit Act 1974）157条によれば、与信者は消費者にたいして自分が情報を得た信用情報機関の名称・住所を通知しなければならず、また同法158条によれば、信用情報機関は消費者からの問い合わせにたいして同機関の有するその消費者に関するすべての情報のコピーを与えなければならない。さらにその与えられた情報に誤りがあれば、消費者はその訂正を要求することが同法159条の規定により認められている。<sup>(24)</sup>本法

は、自己の情報にたいするコントロール権としての現代的プライバシー権を極めて限定的ではあるが法制度化したものである。個人情報にたいするデータ主体のアクセス権の一部を認めているからである。

⑦ 1974年犯罪者社会復帰法（Rehabilitation of Offenders Act 1974）は、刑期を終えた犯罪者の社会復帰を容易にするための立法であるがそのなかで同法9条は、犯罪者の過去の有罪決定に関する情報を一定期間経過後に権限なしに開示した者を処罰する旨を規定している。一定のセンシティブな個人情報についてその取り扱いに慎重な態度を求めた立法と言うことができよう。

⑧ 1980年放送法（Broadcasting Act 1980）は、放送苦情処理委員会の設置を規定し、同委員会の権限の一つとして、同法18条(1)(b)は「実際に放送されたラジオもしくはテレビ番組におけるプライバシーの不当な侵害（unwarranted infringement of privacy）またはその番組に含まれる素材の入手に関連するプライバシーの不当な侵害」について申立てられた苦情を審理しかつ裁決することを認めている。おそらく、この法律はイギリスの制定法で「プライバシー」という言葉を明示的に採用した最初の立法と思われるが、同法は「プライバシー」または「プライバシーの不当な侵害」に定義を与えていない。

(2) データ・プライバシー保護立法制定の必要性 普遍性の第二は、判例法上もまた立法上も一般的プライバシー権はいまだ承認されてはいないけれども、それらとは別個にデータ・プライバシーに関する立法化の必要性の存在することである。もっとも、この点に関しては、1984年データ保護法の成立によって、立法的解決がはかられたことは先きに述べたところである。

### Ⅲ プライバシー権論の検討

裁判所がプライバシー権を承認しない、という状況の下でイギリスのプライバシー権論はいかなる様相を示したであろうか。それらは次の六つに分類する

(24) 長尾治助「イギリスにおける個人信用情報業務の状況と法規制 — 開示規制と誤情報提供等の民事責任 —」判夕536号179頁以下（1984年）参照のこと。

ことができる。(i)判例上のプライバシー権承認論、(ii)一般的プライバシー権立法承認論、(iii)一般的プライバシー権立法不承認・漸進的改革論、(iv)プライバシー権概念否認・個別的保護立法論、(v)憲法上のプライバシー権宣言論、(vi)データ・プライバシー権立法承認論の六つである。これらの主張は、時期的に重なり合っていることもあり、ここでは必ずしも各主張の歴史的展開という叙述形式をとらないで、それぞれの主張を検討していくことにしたい。

### 1 判例上のプライバシー権承認論

法創造機能を立法府の任務と考える現代イギリスの裁判所は、一般的プライバシー権を宣言をすることをしぼっている。しかしながらプライバシー権論の諸相を明らかにしようとする本稿において、判例上プライバシー権を承認すべきであるとする主張の検討を欠落させることは片手落ちの謗りをまぬがれないであろう。この主張はプライバシー権論の最も早い時期の主張であり、今日もこの立場に立つ論者は存在する。

(1) **ウィンフィールドの主張** 不法行為法学の権威者ウィンフィールドがこの説の主唱者である。彼は当時、貴族院に係属していた一事件のために論陣を張り、ロー・クォータリ・レビュー誌に「プライバシー」と題する論文を寄稿した。その事件は、チョコレート・メーカーの宣伝に自分の肖像漫画を無断で使われたアマチュア・ゴルファーが名誉毀損訴訟を提起した事件であり、控訴院は被告の責任を否定していた（Tolley 事件）。<sup>(25)</sup>ウィンフィールドは、この事件は名誉毀損の不法行為が問題となるのではなく、まさにプライバシーの権利の侵害が問題となる事件であると主張し、自身のプライバシー権論を展開した。彼によれば、「プライバシーの侵害とは社会からのある者自身またはその者の財産の隔離に対する無権限の妨害である。」<sup>(26)</sup>とされ、プライバシーは、財産のプライバシー（privacy of property）と人格プライバシー（personal privacy）に分けられる。そして、前者は契約、ニューサンス、トレスパス、著作権などの伝統的手段により保護されているが、後者の人格プライバシーは

(25) *Tolley v. J. S. Fry & Sons, Ltd.* [1930] K. B. 467.

(26) Winfield, *Privacy*, 47 L. Q. REV. 23, 24 (1931).

保護されていない，とし，Tolley 事件では貴族院は名誉毀損を認定する方法もあるが，もう一つの好ましい方法としては「人格プライバシーの不法な侵害」という不法行為とすべきである，と主張した。<sup>(27)</sup> ウィンフィールドの主張にもかかわらず，貴族院は名誉毀損により問題の解決をはかった。<sup>(28)</sup>

(2) **デニングの主張** ウィンフィールドの挫折以後，学者の主張は議会のイニシアティブを期待する方向に傾くが，今日でも裁判所の役割を強調する論者は存在する。「改革する裁判官」として有名なデニング卿（Lord Denning）がその人である。デニングは，その著書のなかで，先きの Tolley 事件に触れ，「もし被告が原告を公衆からみて誤った印象を与えるような形で公表するならば，それは原告のプライバシー権の侵害である。」<sup>(29)</sup>と明言し，自分ならばそのような権利の存在を承認する，とした。そして，「裁判官達の前にいかなる障害も存在しない。アメリカ合衆国の裁判所が発見したように，新しい不法行為を発見することが裁判官達の前に行われている。イギリス法はプライバシー権を承認すべきである。その侵害には損害賠償または事態が要求する場合には差止命令の訴訟原因を与えるべきである。」<sup>(30)</sup>と述べている。デニングの主張は，イギリスの裁判官のなかでは少数意見であり，大部分の裁判官は，新しい法の発見・創造は自分達の任務ではなく議会のそれである（It is no for us. It is for Parliament）と考えているために，第一の主張は今日までのところイギリスの裁判所の受け入れるところとはなっていない。<sup>(31)</sup>

(27) *Id.*, at 39.

(28) *Tolley v. Fry & Sons*, [1931] A ER Rep 131.

(29) LORD DENNING, WHAT NEXT IN THE LAW 225 (1982).

(30) *Id.*, at 267.

(31) 最近のイギリスの裁判例のなかにプライバシー権承認の動きを読みとることができるとする Seipp, *English Judicial Recognition of a Right to Privacy* 3 OXFORD J. LEGAL STUD. 325 (1983) の主張は注目に値するが，Seipp の挙げる個々の判例は，プライバシー問題を正面から扱ったものではなく，プライバシー権を承認すべきである，とする主張としては是認できるが，プライバシー権が承認されている，とする主張であるならば，著者の見解を是認することはできない。個々の判例の検討は残された課題としておく。

## 2 一般的プライバシー権立法承認論

この主張は、判例を通してのプライバシー権の承認に望みを失った人々によって繰り返して述べられてきた。

(1) **プライバシー権法案の提出** 1961年のマンクロフト卿 (Lord Mancroft) の「プライバシー権法案」(Right of Privacy Bill 1961) をもってその嚆矢とするが、<sup>(32)</sup>さらに1967年のライオン議員 (Mr. Alexander Lyon) の法案 (Right of Privacy Bill 1967), 1969年のウォールデン議員 (Mr. Brian Walden) の法案 (Right of Privacy Bill 1969) をあげることができる。しかし、いずれも成立していない。三つの法案のなかではもっとも詳細なウォールデン法案の内容を紹介しておこう。

この法案は「プライバシー権を創設し、その結果生ずる証拠法に対する修正を行なうため、およびその他の関連する目的のための法案」である。第1条で「プライバシーの侵害を理由とする訴権」を認める。すなわち、「本法施行以後に生じた、いかなる実質的かつ不合理なプライバシー権の侵害もそのプライバシー権を侵害された者の提起する訴訟において訴えられうるものとする。」との規定を置いたのである。第9条の定義規定で「プライバシー権」を次の如く定義する。「プライバシー権とは、ある者自身、その住居、その家族その者の第三者との結びつきおよび通信、その財産ならびにその事業にたいする侵害から保護されるべき人の権利であり、その侵入には次の方法によるものが含まれる。(a)秘密調査、のぞき、監視またはつきまとい、(b)語られた言葉を権限なしに立聞きしまたは記録すること、(c)視覚心像を権限なしに作ること、(d)文書を権限なしに読みまたはコピーすること、(e)ある者を悩ませ、困らせもしくは困惑させること、またはその者を誤認させることを意図して、信頼関係に基づいて託された秘密情報もしくは事実(その者の氏名、身元その他を含む)の権限なしの利用もしくは開示、(f)他人の利得のために、ある者の氏名、身元その他を権限なしに盗用すること。」被告に認められる抗弁は、(i)あらゆる合理的

(32) 戒能通孝「プライバシーとその範囲」法律時報33巻5号10頁(1961年)(戒能=伊藤編『プライバシー研究』101頁以下所収)に法案審議の経過が紹介されている。

注意を払っておりプライバシー侵害の故意がなかったこと、(ii)原告が侵害に同意していたこと、(iii)公表が公共の利益になると信ずるにつき合理的理由が存在すること、(iv)被告の行為が被告自身またはその他の者の保護のために合理的かつ必要であったこと、(v)当該侵害が、名誉毀損訴訟であれば認められる絶対的または制限的免責の抗弁が認められること、または(vi)被告が制定法その他の法準則の権限に基づいて行動したことの六つである(同法案3条)。救済方法としては、(i)損害賠償、(ii)差止命令、(iii)侵害で得た利益の原告への清算、(iv)被告の所持している文書等の原告への引渡しを規定している(同4条)。

(2) **ジャスティスの提案** 国際法律家委員会イギリス支部である「ジャスティス」は、1970年に『プライバシーと法』と題する報告書を公表し一般的プライバシー権立法の必要性を認めた。<sup>(33)</sup>その論拠をみておこう。報告書は、現行法上プライバシーがどの程度保護されているかを記述した後で次の如く述べている。「それゆえ、イギリス法はいくつかの種類のプライバシーへの侵入にたいする救済方法を有している。しかし、それは侵入のためのより複雑なテクニックを完成させつつある社会の諸活動に対応するためには確かに十分ではない。プライバシーの分野における現行法は非調和的かつ不満足なものである。われわれの見るところ、プライバシー権の包括的保護を制定法の規定の方法で創設することについての強い主張が存在する。」<sup>(34)</sup>「われわれはそれゆえ次のような結論に到達し、それを勧告する。プライバシー一般の保護を与える正しい方法は『プライバシー侵害』という新しい制定法上の不法行為の創設である。」<sup>(35)</sup>この主張にそってジャスティスは、「プライバシー権法案の草案」を公表した。前記のウォールデン法案はこの草案を採用し、議会に提出されたものであった。

(3) **ヤンガー委員会少数報告書** 「プライバシーに関する委員会」であるヤンガー委員会は、後述のように一般的プライバシー権立法を否定するが、前述

(33) JUSTICE, PRIVACY AND THE LAW (1970).

(34) *Id.*, at 19.

(35) *Id.*, at 35.

の「プライバシー権法案」の提案者であったライオン氏は委員の一人として参加しており、少数報告書 (Minority Report) を提出した。一般的プライバシー権立法承認論の集約的意見とも言える同氏の考えを聞くことにしよう。彼は一般的不法行為によるプライバシーの保護の利点を次の如く整理する。<sup>(36)</sup>

①それ (一般的不法行為) は、考えられうるほとんどすべてのプライバシー状況をカバーする。それに基づいて裁判所が行動することができる諸原則を定め、必要に応じた法の発展を裁判所に委ねておくのが望ましい。コモン・ローのほとんどはこのようにして創造されたのであり、諸原則が明瞭である限り裁判所はこの課題を十分に引き受けることができる。

②それは、プライバシーにたいする侵入によって重大な侵害を被ったすべての人々に救済方法を与える。

③それは、われわれの他の勧告の多くに強制力を与える。〔この点は説明を必要とする。ヤンガー委員会は、例えばコンピュータ・ユーザーにたいしては個人情報処理の原則を勧告していたが、一般的不法行為による損害賠償訴訟が予定されることによって、コンピュータ・ユーザーがそれらの原則に応じることになろう、という意味である。〕

④それは、陪審員に常に変動する人間価値の領域での基準の設定を認めることになる。

⑤それは、すべての不合理な行動にたいする効果的な救済方法を提供する。損害賠償は財産的損害を填補し、被害感情を鎮めるし、差止命令は予測されるプライバシーへの侵入を有効に抑止するであろう。

⑥いかなる一般的救済方法も、それが政府の活動を含まない限り議会の承認を得ることにはならないであろう。一般的不法行為は、法認されていない政府の行動をカバーするように容易に修正されよう。このことは、政府の現在の侵害の権限に批判的人々に支持を与えることとなろう。

⑦国連の人権宣言およびヨーロッパ人権条約の下での我が国の義務を果すこ

(36) *Report of the Committee on privacy*, Cmnd. 5012 (1972). (*Minority Report* by A. W. LYON, at 208-212), 以下 *Younger Report* で引用。



とになる。

以上のような一般的プライバシー権の立法化の主張にもかかわらず、それが実現を見ていない理由はどこにあるのであろうか。プライバシー問題が政治的アピールを欠くがゆえに立法の課題となる度合いが少ないことはコンフォードの説くところであったが、それよりも強力な要因はプライバシー権の立法化によりその活動を規制されることをおそれる報道機関の政治力がイギリスにおいては強いことである。そして、報道機関は一般的立法を阻止する代わりに自らの自主規制機関による自己抑制を行なっていることもよく知られているところである。新聞評議会（Press Council）の設置がそれである。1963年に設置され（その前身である General Council of the Press は1953年設置）、被害者からの申立を審議するこの評議会は、なんらかの法的原則に基づいて問題を処理するわけではなく、またプライバシー保護機関としては、その対象も限られており、一般的プライバシー権立法に代替しうるものとはなっていない、と言えよう。

### 3 一般的プライバシー権立法不承認・漸進的改革論

(1) ヤンガー委員会報告書 1970年に設置され、委員長ヤンガー（Kenneth Younger）の名をとってヤンガー委員会と呼ばれる「プライバシーに関する委員会」は、1972年に内務大臣に報告書を提出している。イギリスでのプライバシー問題に関する政府関係の最初の報告書であるが、その諮問事項は民間部門におけるプライバシー問題の検討に限定されていた。委員会の多数は、一般的プライバシー権の創設を拒否し、漸進的アプローチを提案した。すなわち、委員会は次のように考えた。「プライバシーは、自由な社会および成熟し安定した個々人の人格の双方の発展と維持にとって不可欠な基本的要求である。しかし、どの程度プライバシーが必要なのかを一般的言葉で述べることはできない。その要求は、時間・場所そして個人間で変化する。」<sup>(37)</sup> 一般的プライバシー権を承認するならば、そのプライバシー権とその他の権利、とりわけ情報の自

(37) *Younger Report*, para. 113.

由および真実を自由に流布する権利とのバランスをはからねばならず、これは、非常に困難なことがわかっている。<sup>(38)</sup> そうすると社会的・政治的性格の論争問題の決着に裁判所をまき込むことになる。<sup>(39)</sup> 個々のプライバシー侵害行為ではっきりと定義できる行為にたいする特定的かつ効果的なサンクションを定めることがプライバシーにたいする尊重を確保する最善の方法である。<sup>(40)</sup> こうして、委員会は一般的プライバシー権立法を否定し、次のような具体的提案を行なった。①秘密の手段による不法な監視を犯罪および不法行為とすること、<sup>(41)</sup> ②不法に取得された情報の開示またはその他の利用を新しい不法行為とすること、<sup>(42)</sup> ③信頼違反（breach of confidence）に関する法を明析化し立法的形態で明示することを法律委員会に付託することであった。<sup>(43)</sup>

ヤンガー委員会の基調は、プライバシーを自由社会に不可欠な価値を具体化するもの、ととらえるが、法は民主主義社会における問題決定の一つの要素にしか過ぎない、と法の役割を限定し、一般的プライバシー権による解決を回避する。その際、強調されているのは、他の諸権利、とりわけ「真実の情報の妨害を受けない流布」、「真実を自由に語る権利」、「情報の自由な流布」と表現されている言論の自由にたいする制約である。

そして、委員会の具体的提案のうち、①②はいまだ具体化されておらず、③については、法律委員会への付託がなされた。

(2) **法律委員会報告書** ヤンガー委員会は、「信頼違反に基づく訴訟が一般に考えられているよりもプライバシーの保護に大いに役立つ、少なくとも潜在的に役立つ可能性を有している」<sup>(44)</sup>との認識からこの分野についての検討を勧告した。

ところで、信頼違反の法とはどのようなものであろうか。法律委員会の定義

(38) *Id.*, at para. 665.

(39) *Id.*, at para. 653.

(40) *Id.*, at para. 663.

(41) *Id.*, at para. 560-565.

(42) *Id.*, at para. 632.

(43) *Id.*, at para. 630.

(44) *Id.*, at para. 630.

を借りれば、それは次のようなものである。「概括的に言って、それ〔信頼違反を理由とする訴訟〕は、公けに知られていない情報で、かつ当該情報を分け与えた者の授権がなければその情報を開示または使用しないとの義務を課する事情の下で、ある者に託された情報の開示または使用に対する保護を与える民事上の救済方法と述べることができる。」<sup>(45)</sup>具体的には、医師と患者、弁護士と依頼者との間などで、私的な情報につき第三者に開示しないという義務が生じる。後に見るように、この法理はプライバシー保護の一部をカバーするに過ぎない。

1973年3月大法官は、法律委員会に検討を付託した。その付託事項は、①信頼違反での情報の開示または使用に関するイングランドおよびウェールズの法を検討し、かつ、もしその必要がある場合には、いかなる制定法上の規定が必要かを助言すること、および②不法に取得された情報が開示されまたは使用されたために損害を被った者にたいして、イングランドおよびウェールズの法では、もし必要がある場合には、いかなる救済方法が認められるべきか、またどのような条件の下でそのような救済方法が用いられるべきかを検討しかつ助言することであった。①は固有の信頼違反の法に関する事項、②は不法に取得された情報の開示・使用に関する事項である。法律委員会は1974年にワーキング・ペーパーを公表、<sup>(46)</sup>各方面の意見を求めた後に1981年10月に最終報告書を公表した。<sup>(47)</sup>同報告書は、現在の不透明な信頼違反に基づく訴訟を廃止し、それに代わる新しい信頼違反の不法行為制度の創設を勧告した。判例法上の不透明部分を明らかにし、問題点を整理して、立法化を促進するのは法律委員会の任務であるが、この法領域についても、法律委員会はこの姿勢を貫いたわけである。

ところで、ここでの問題は、プライバシーの保護について、法律委員会がどのように考えていたかである。委員会の二つの付託事項ごとにみてみよう。

(45) LAW COM. No. 110, *Breach of Confidence*, para 3.1, Cmnd. 8388 (1981).

(46) LAW COM. Working Paper No. 58, *Breach of Confidence*, (1974).

(47) LAW COM., *supra* note 45.

①「信頼違反による情報の開示または使用」対「プライバシーの保護」 委員会の勧告によれば、いったんある情報が信頼義務を生ずる状況で託されると、その情報はその結果としてその情報を託した者に対して負わなければならない信頼義務を刻印されることになる。<sup>(48)</sup>これと対照的に、情報に関するプライバシーの権利は、情報それ自体の性質から生じる。プライバシーの権利は、一定の種類情報は私的なものとして分類され、かつまさにその理由で開示されるべきではない、との原則に基礎を置いているものである。もちろん、ある状況の下では、プライバシーの権利と信頼の権利（right of confidence）が同じ保護を与えることもありうる。たとえば、Aが自分の家族生活に関する「私的な」情報を信頼関係に基づいてBに与えたが、その後Bがその情報を第三者に対して権限なしに開示してしまったとすれば、このことは、一方ではAに対するBの信頼義務の違反になると同時に、その種の情報が私的なものと分類されるとすればAのプライバシーの侵害となる。<sup>(49)</sup>しかし、より重要なのは、二つの権利が本質的に異質なものであることを認識することである。たとえば、現行法でもまた委員会の提案でも、信頼違反を理由に訴訟を提起できる者は当該情報を信頼して与えた者だけである。また、それゆえその者に対してだけ義務を負うことになる。したがって、もしCに関する個人情報を保有しているAが信頼してその情報をBに与えた場合に、たとえBがその後でそれを公表したとしてもCはなんらの訴権を有さないであろう。この場合、その情報に関してCに対していかなる信頼義務をも負っていないとしても、私生活の公表によって損害を被ったCに訴権を与えることは可能である。しかし、そのような一般的性質を有する権利は情報それ自体に関するプライバシー権の侵害に基づいてのみ基礎づけることができるのであって、信頼義務の違反に基礎づけることはできない。Cの主張は本質的に彼のプライバシーの侵害に基づいている。BがAに対して信頼義務を負っているか否か、またもしBがそのような義務を負うとして、その違反がなされたか否かの問題は

---

(48) *Id.*, at para. 2.2.

(49) *Id.*, at para. 2.3.

このことになんらの影響を与えない。<sup>(50)</sup> こうして、固有のプライバシー権侵害領域の存在を認めることになるが、委員会はそれは自らの任務の外にあるとして、プライバシーの保護それ自体についてはいかなる勧告もしなかった。

②「不法に取得された情報の開示または使用」対「プライバシーの保護」この点でも委員会は両者を区別する。この点に関する委員会の勧告は、不正な手段で取得された情報に関してはその取得者が信頼義務を負うべきである、とするものであった。取得の手段につき、「不法に」ではなく「不正な手段で」としたのは一方で「不法に」とすると狭すぎるし、他方である情報を所持することになる人々に無制限に擬制的信頼義務を課すことはできない、とする理由からである。さて、ここでのプライバシー保護との関係であるが、まず、ある情報に関して信頼義務を負う者は自分がその情報を開示または使用するのではない限りは、信頼違反の責任を負担しないことは第一の場合と同じである。これに対して、一定の手段または一定の状況での、私的と分類された情報の取得そのものは、もしそのような権利が存在するとして当該情報に関するプライバシー権の侵害となるであろう、<sup>(51)</sup>とする。委員会の「そのような権利が存在するとして」という指摘は、まさに一定種類の情報の、一定状況での取得がプライバシー権の侵害となること、そのためにはプライバシーの権利を承認しなければならないことを示している。にもかかわらず、付託事項に制約を受けた法律委員会は、この点に関する勧告をすることはできなかった。

#### 4 プライバシー権概念否認・個別的保護立法論

この主張は、一般的プライバシー権立法を否定する点では第三のアプローチに類似しているが、個人の人格にたいする攻撃から個人を保護することに関する現行法の不十分性についての認識では大いに異なっている。レイモンド・ワックスの見解である。この見解は、別の論者によって「プライバシー概念の知的破産を論証しようとするもの」<sup>(52)</sup>と評されており、注目に値する見解であ

(50) *Id.*, at para. 2.4.

(51) *Id.*, at para. 2.6.

(52) Seipp, *supra* note 31, at 327.

る。ワックスは、次のように問題を提起する。イギリス法は、個人の人格を保護する点で明らかに不十分である。しかし、この状態を救うための法的介入を試みる前に、次の二つの基本的問題が解決されねばならない。「①法律上保護を求められている利益またはすでに他の関係で保護(十分かどうかは別として)を受けている利益を表現するために“プライバシー”を採用するなんらかの価値がみとめられるのか。②もしその価値があるとして、“プライバシー”の特質はどのようなものであり、またその侵害の要件はいかなるものか。」<sup>(53)</sup>この二つである。

第一の問題にたいする答は否である。アメリカにおいてみられるようにプライバシーという概念はあまりにも広く使われすぎており、「そこに横たわる価値の一般的抽象的概念として使う場合を除いて、それは法的権利または訴訟原因を表現する手段としては使用されるべきではない。」<sup>(54)</sup>それでは第二の問題についてはどうなるであろうか。ワックスは、プライバシーの問題領域を「侵入」、「公表(私事の公開)」、「コンピュータ」、「主体(盗用および誤認)」の四つに分け、このように広範な異なった事項に“プライバシー”を適用すべきでなく、個々に立法的規制を加えるべきであるとする。これらのうち、侵入、私事の公開、個人情報乱用の乱用は、“私的なもの”を侵害するという共通性をもつが、盗用および誤認はそうではない。アメリカ不法行為法でも盗用(被告の利益のために原告の氏名等を使用すること)および誤認(公表により原告を公衆からみて見誤らせること)は、「原告に属するなんらかの秘密、隔離または私的な事項の侵害を要求」<sup>(55)</sup>しない。そうすると、どうしてプライバシーを侵害することができるのであろうか。この両者は、プライバシーというよりは、原告の主体(identity)を保護しているのであり、プライバシーの名札をつけるべきではない。<sup>(56)</sup>次いで、「侵入」については、プライバシーに依拠することなくヤンガー委員会の提案した種類の立法的規制を行なうべきである。他の二つの問

(53) RAYMOND WACKS, THE PROTECTION OF PRIVACY (1980).

(54) *Id.*, at 21.

(55) PROSSER, LAW OF TORTS 814 (4th ed. 1971).

(56) WACKS, *supra* note 53, at 21.

題、すなわち「私事の公開」と「コンピュータ・データバンクによる個人情報の乱用」についても、立法的規定がなされるべきである。しかしその際、プライバシーと言葉は使われるべきではない。「法的保護(または法外的保護でさえ)は、個人の“プライバシー”にたいして与えられるのではなく、“個人情報”の公表や乱用にたいして与えられるべきである。」<sup>(57)</sup>そしてここでの「個人情報」とは、個人に関連しかつその者が私事または秘密と考えることを期待することが合理的であり、それゆえその流布を制止しまたは少なくとも制限することを望むことが合理的であるような事実、通信または意見であると定義することができる。<sup>(58)</sup>以上がワックスの主張の骨子である。

この説は、これまでプライバシーとして問題とされてきたそれぞれの領域につき、従来の統一把握を否定し、個別的保護をはかろうとするものである。それぞれにおいて、いかなる権利を保護しようとするのかは不明であるが、各領域において真に保護されるべき利益がなにかを別出したという点では評価されるべきである。ただ、個人情報の保護という点では、今日一般化しつつある個人情報コントロール権としてのプライバシー権をプライバシーという概念を使用しないで、認めているものと理解することができる。

## 5 憲法上のプライバシー権宣言論

権利章典制定の動きが現在のイギリスに起っていることは先きに言及したところである。数次にわたる議員提出法案の提案もなされ、議会内外での大きな論争問題となっていることもよく知られているところである。<sup>(59)</sup>制定の方法は二つに分かれており、一つはヨーロッパ人権条約をイギリス国内法としてそのまま制定する方法と、一つには新しい権利章典を制定する方法が考えられている。いずれの方法においても、プライバシー権が人権のカタログの一つとして考えられているという点では対立はない。憲法上の権利としてプライバシー権

(57) *Id.*, at 22.

(58) *Id.*, at 22.

(59) この点については、倉持孝司「イギリスにおける統治構造論と新権利章典制定化の動向」法政論集(名古屋大学)89号375頁以下(1981年)、堀田牧太郎「現代イギリスの人権保障法の動向」比較法研究43号99頁以下(1981年)などに詳しい。

を宣言するこの説では、具体的な救済方法が定められる保証がないことが問題点であるが、一般的プライバシー権の承認は、少なくとも「教育的効果」としては役立つであろう、との評価を受けている。<sup>(60)</sup>

## 6 データ・プライバシー権立法承認論

ここで、データ・プライバシー権とは、自己に関するデータの流れを制御（コントロール）する個人の権利の意味であり、この概念をイギリスにおいて確立したのは、1978年の『データ保護に関する委員会』の報告書である。<sup>(61)</sup>委員長サー・ノーマン・リンドップ（Sir Norman Lindop）の名をとったリンドップ報告書はデータ保護の立法化を勧告した最初の政府関係文書であり、イギリスのデータ保護立法論の展開にとって画期を形成するものである。同報告書は、立法化にあたってはこのデータ・プライバシーの概念をより一般化しデータ保護との関係で次のようにプライバシーを定義するのが望ましいとした。すなわち「『プライバシー』とは、いかなるデータ主体に関しても、自己についてのどのようなデータが他のどのような者に知られるべきか、またこれらの者がそれらのデータを利用することに関してどのような条件によるかを自ら決定する利益である。」<sup>(62)</sup>とした。このようなプライバシー保護のためにデータ保護法の立法化を勧告した。この勧告をうけ、さらに国内外の様々な要因に規定されて、1984年に『データ保護法』が成立した。<sup>(63)</sup>結局、イギリス・プライバシー権論のなかでは、この最後の主張だけが、具体化されたことになる。

## おわりに

以上、不十分ながら明らかにしえたイギリスにおけるプライバシー権論のう

(60) STEVENS & YARDLEY, THE PROTECTION OF LIBERTY 166 (1982).

(61) *Report of the Committee on Data Protection*, Cmnd. 7341 (1978). (以下 *Lindop Report* で引用)。これについては、堀部政男「イギリスにおけるプライバシーの法的保護——リンドップ報告書を中心として——」『現代イギリス法』（内田先生古稀記念論文集）31頁以下（成文堂，1979年），拙稿「イギリスのプライバシー保護立法の運用と実態」ジュリスト742号269頁以下（1981年），同「プライバシー保護法の比較法的研究（イギリス）」比較法研究43号59頁以下（1981年）を参照のこと。

(62) *Lindop Report*, at para. 21.27.



ち、すでに実現されたデータ保護法立法承認論を除いて、どの主張が現実性を獲得しうるであろうか。とりわけ、一般的プライバシー権の承認のあり方いかんが注目に値するところである。判例による承認の可能性を示唆する論者も登場し、<sup>(64)</sup>またその主張を、一世紀前のウォーレン＝ブランドイス論文<sup>(65)</sup>がアメリカの裁判所に与えた影響と類似の影響をイギリスおよびコモンウェルス諸国の裁判所に与えるものと評価する見解も表明されている。<sup>(66)</sup>近時の判例の検討から、そのような結論を導びき出すことができるかについては、先きにも疑念を表明しておいたところであるが、<sup>(67)</sup>この点の詳しい分析は今後の検討課題としたい。

管見ではむしろ、最近では停止した感のある立法によるプライバシー権の承認の道が今後の方向となるものと思われる。ヨーロッパ人権条約との関係での国外からの影響、また権利章典立法化の動きのなかでの「基本的自由」一般に対する国民の強い要求のたかまり、さらには、コモン・ウェルス諸国における新しい試み<sup>(68)</sup>などの結果、個々の制定法による対応では不十分となった段階で一般的プライバシー権立法を制定せざるを得ないであろう。今後の動向を注視したい。

(63) 1984年データ保護法の成立までの経過については、拙稿「イギリスにおけるデータ保護立法論の展開」商学討究（小樽商科大学）36巻3号63頁以下（1986年）で検討した。また1984年法については前注(12)の各拙稿を参照のこと。

(64) Seipp, *supra*. note 31.

(65) Warren = Brandeis, *supra*. note 15.

(66) Hartmann = Renas, *Anglo-American Privacy Law: An Economic Analysis*, 5 INT'L REV. L. & ECON. 133, 133 (1985).

(67) 前注(31)。

(68) 例えばカナダ3州（ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、サスカッチワン）の一般的プライバシー法（Privacy Act）制定の試み。これについては、Cf. Osborne, *The Privacy Acts of British Columbia, Manitoba and Saskatchewan*, in ASPECTS OF PRIVACY LAW 73 (D. Gibson ed. 1980).